

高知市地域おこし協力隊募集要領

(高知市移住・定住促進プロモーション業務)

県外の移住検討者が高知市での暮らしをイメージできるよう、移住体験談やリアルな生活者目線による情報発信を行う等、高知市への移住・定住促進プロモーション業務を担う高知市地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）を募集します。

1 募集概要

(1) 募集人数

1 名

(2) 募集目的

高知県のほぼ中央部に位置する県都・高知市は、人口約 31 万人の中核市です。北部には急峻な四国山地を有し、この支峰を源流とする鏡川の下流域を中心に都市が形成されています。かつては土佐二十四万石の城下町として賑わい、その後は高知県の政治・経済・文化の中心として発展し、高知城や日曜市、桂浜など、高知の観光の拠点にもなっています。都市部には行政機関や商業施設など、高度な都市機能が集中していますが、自動車で 30 分も走れば、自然豊かな中山間地域や田園地域、雄大な太平洋に面した沿岸地域が広がり、本市ではこれらがバランスよく調和したまちづくりをめざしています。

一方で高知市の人口増減を見ると、転出者数が転入者数を上回る「社会減」が年々進行しており、特に若者世代の社会減が著しい状況です。高知市の人口減少を食い止めるためには、県外からの移住者を呼び込む等、移住促進施策をさらに強化することが必要であり、生活拠点としての高知市の魅力や、高知市での暮らしをイメージできるような情報（移住体験談やリアルな生活者目線の情報）等を全国に発信することによって、移住検討者が高知市へ移住しやすい環境を整備することが重要です。また、移住以外の形でも、高知市に愛着を持って継続的に関わる「関係人口」の創出及び拡大業務も、今後移住施策と合わせて推進していく予定であり、人口減少、担い手不足解消に向けた重要なカギとなると期待されています。

そこで、これらの業務を「移住者」である地域おこし協力隊員が担うことによって、より移住検討者への訴求性を高め、効果的な移住・定住促進プロモーションとしていくため、隊員を募集します。

2 応募資格

次の(1)～(8)の要件を全て満たす方とします。

- (1) 現に 3 大都市圏をはじめとする都市地域又は条件不利区域を除く一部条件不利地域に住所を有し、地域おこし協力隊として採用決定後から採用開始までの間に生活の拠点を高知市に移し、かつ、住民票を異動できる方

【参考】地域要件については、総務省のホームページでご確認していただくか、「8 提出・問い合わせ先」までお問い合わせください。

※総務省ホームページ「地域要件確認表」はこちらをご覧ください。



- (2) 地域の活性化や地方創生の推進に理解と熱意を有し、地域住民とコミュニケーションをとりながら、積極的に地域活性化の事業に取り組むことができる方

- (3) 隊員としての活動期間終了後も、就業又は起業等により高知市内に定住する意欲のある方
- (4) 普通自動車運転免許を所持し、かつ普通自動車及び原付バイクを運転できる方
- (5) パソコン及びスマートフォンの基本操作（ワード・エクセルによる文書作成・表計算、メール・google サービス等の利用）ができる方
- (6) 個人又は業務において SNS（LINE・Instagram・Facebook・X 等）で情報発信をしたことがあり、かつ興味関心がある方
- (7) 自身でスマートフォンを所有し、業務に使用できる方
- (8) 次の ①～④に該当しない方（地方公務員法第 16 条の欠格条項）
 - ① 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ② 高知市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない方
 - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処された方
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3 活動内容について

隊員は、高知市地域おこし協力隊の就業等に関する要綱（令和 3 年 7 月 20 日制定）に基づき、次のような活動を行います。

【ミッション】高知市の移住・定住促進プロモーション業務

① 生活者目線での情報発信

高知市移住・定住関連 SNS（LINE・Instagram・Facebook）及びホームページ等（※1）を活用し、主なターゲットとする県外在住の 20～40 歳代の移住検討者が、生活者目線のリアルな情報（移住者の事例紹介・高知市の生活スポットの情報等）を得られるよう取材し、情報発信します。また、蓄積した情報を紙面にまとめ、移住相談会等で配布します。



② 移住・定住プロモーションに係る事例研究及び運用強化

他自治体や民間の事例等を研究し、戦略的なプロモーション活動の企画や運用強化を担当します。SNS のフォロワー獲得やホームページのリニューアル、定期発行広報媒体の編集等を行い、移住検討者へより情報を効果的に伝えることができるよう取り組みます。

③ 移住関連イベントでの移住希望者への相談対応・魅力発信

東京・大阪等の現地会場やオンライン又は高知県で実施する移住関連イベント（相談会、セミナー、体験ツアー等）の運営スタッフとして、来場した移住検討者に直接、高知市のリアルな情報や暮らしの魅力を伝えます。

④ 関係人口拡大に係るプロモーション

高知市が推進する「よさこい移住プロジェクト」や令和 9 年度から開始予定の「ふるさと住民登録制度」等、移住に限らず、高知市に継続的に関わる「関係人口」の創出や拡大を目的とした効果的なプロモーションを、市役所の関係部署と連携して行います。

⑤ その他移住・定住促進プロモーションに係る活動

情報収集における取材などを円滑に進めるために、地域住民との交流を積極的に行うとともに、移住・定住促進課の職員と協力して業務に従事していただきます。

【参考】

(※1) 高知市移住・定住関連 SNS (LINE・Instagram・Facebook) 及びホームページ等は下記をご参考ください。

こうちらいふ (高知市移住・定住ポータルサイト)	https://www.city.kochi.kochi.jp/kochi-life/	
高知市移住・定住促進課 ホームページ	https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/117/	
高知市移住 PR 動画 「ぼっち、ぼっちりに。」	https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/117/kochicity-ijupr.html	
高知市移住・定住公式 LINE	https://www.city.kochi.kochi.jp/kochi-life/pages/page0132.html	
高知市移住・定住公式 Instagram	https://www.instagram.com/kochicity_iju_tei_ju/	
高知市移住・定住公式 Facebook	https://www.facebook.com/KochiCity.ijutei_ju_jouhou	

4 任用形態及び任用期間

任用形態は会計年度任用職員となり、任用期間は令和9年5月1日（任用開始日は、採用決定後に相談可）から令和10年3月31日までです。ただし、勤務成績が良好な場合は、1年度単位で任用の更新を行い、最長で令和12年4月30日まで勤務できる予定です。

5 勤務条件等

(1) 勤務日及び勤務時間

勤務日は月曜日～金曜日のうちの4日間（ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)は除く。)とし、勤務時間は午前8時30分～午後5時15分（休憩1時間あり。）を基本とします（週31時間、勤務日は応相談）。

(2) 週休日及び休日

月曜日～金曜日のうち勤務日を除く日、土曜日及び日曜日（以下「週休日」という。）並びに祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)は休みですが、イベントや取材対応等に従事するなど、週休日や祝日法による休日等に職務を行うことも想定されます。その場合は、原則勤務時間内での振替対応となります。

(3) 給与等

月額 204,480 円（令和8年10月現在。今後、給与改定等の決定状況により変更となる場合があります、現時点では未確定です。2年度目以降に昇給あり。）

※ 支給日は、原則として毎月16日です。

※ 別途、期末手当（6月・12月）・通勤に係る費用弁償等を支給します。

※ 給与等から社会保険料等の本人負担分、税金等が控除されます。

(4) 有給休暇等

年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、生理休暇等）

※日数については、「高知市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」による。

(5) 保険等

社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険）に加入

(6) 兼業等

任期終了後の自立に向けた兼業は、勤務時間外、「5-(2) 週休日及び休日」に定める日において、業務に支障のない範囲で可能とします。ただし、兼業をする場合は市長に届け出る必要があります。

(7) その他

- ① 任用期間中の住居は、民間の賃貸借物件を各自で契約していただくことになります。なお、高知市からは予算の範囲内で、任用期間中の家賃の一部を補助する予定です。
- ② 勤務時間中は、活動に使用するパソコン・自動車（公用車）は、必要に応じて高知市が用意します。ただし、「5-(2) 週休日及び休日」に定める日に使用する自動車等は各自で手配してください。
- ③ その他活動に要する経費は、活動計画の内容に基づき、予算の範囲内で高知市が負担します。

6 応募方法等

(1) 応募方法

次に掲げる①～⑤の書類を「8 提出・問い合わせ先」に持参（週休日及び祝日法による休日を除く日の午前9時～午後4時30分。※最終日は午後3時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）により提出してください。

① 高知市地域おこし協力隊応募用紙（様式1）

応募条件確認及び応募動機等を記入してください。

② 履歴書

市販の履歴書に必要事項を記入の上、提出日から3か月以内に撮影した写真を添付してください。免許・資格等は活動内容に関わらず、できる限り記入してください。

③ 作文

「3年間で掲げる私の目標」をテーマに、400字以上1,000字以内で作成し、提出してください。用紙サイズはA4で、書式は自由です。

④ 住民票の写し（提出日から3か月以内に発行したもの。）

⑤ 運転免許証の写し（普通自動車運転免許）

(2) 募集受付期限

令和8年12月24日（木）午後3時（必着）

7 選考

(1) 1次選考（書類審査）

書類審査の上、令和9年1月8日（金）までを目途に、結果を応募者全員に書面で通知します。合格者については、併せて電話等で連絡しますので、日中に連絡のとれる電話番号を応募用紙にご記入ください。

(2) おためし体験プログラム

1次選考の合格者を対象に、高知市において2泊3日のおためし体験プログラムを実施します。

① 実施日 令和9年2月5日（金）～7日（日）

② 行程（※予定）

日時	内容
2月5日（金） PM～（半日）	J R 高知駅集合→オリエンテーション→高知市内宿泊施設（泊） ※1日目のプログラム終了後、先輩移住者との交流会を予定しています。
2月6日（土） （終日）	募集ミッションに係る研修（市内ガイド→先輩移住者との交流等） →高知市内宿泊施設（泊）
2月7日（日） AM～（半日）	体験プログラムに係る感想及び発表→J R 高知駅解散

③ 留意事項

- ・おためし体験プログラムの参加は2次選考のための必須条件となります。
- ・自宅～J R 高知駅の間に要する交通費、先輩移住者との交流に係る飲食費は個人負担となります。
- ・別途、現地説明などを受けたい場合には、個別に現地案内や関係者の話を聞くことも可能です（おためし体験プログラムの実施時間は除く）。現地案内等を希望される場合は、必ず事前にご連絡ください。

(3) 2次選考（面接）

1次選考を合格し、おためし体験プログラムに参加された方を対象に、2次選考を行います。面接の日時、方法等については別途お知らせします。

選考結果は、応募者全員に書面にて通知します。

8 提出・問い合わせ先

高知市役所 移住・定住促進課 担当：森山・松原

〒780-8571 高知県高知市本町5丁目1-45 本庁舎3階 304 窓口

TEL 088-823-8813 FAX 088-823-2631 E-mail kochi-life@city.kochi.lg.jp

（窓口業務時間は午前9時から午後4時30分までです。）

9 留意事項

- (1) 令和9年度からの雇用については、当該年度の予算が成立することが条件での雇用となります。また、雇用開始から1か月間は条件付採用期間（試用期間に相当する期間）となりますので、あらかじめご了承ください。（給与等は「5勤務条件等」のとおり）。
- (2) 提出された書類は、一切返却できません。また、提出された個人情報については、本事業の目的以外には使用しません。
- (3) 応募に係る費用は応募者の負担となります。ただし、2泊3日のおためし体験プログラム参加に係る費用（宿泊費・食費等の滞在費・市内移動に係るバス代等）については、高知市で負担します（自宅～J R 高知駅の間の交通費、先輩移住者との交流に係る飲食費は除く。）。
- (4) 審査の経過及び結果に関する問い合わせには応じられません。
- (5) おためし体験プログラム、面接及び任用等について、実施日や内容が変更となる場合があります。
- (6) 不明な点がある場合は、週休日及び祝日法による休日を除く月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分の間に「8 提出・問い合わせ先」にお問い合わせください。